

自転車も のれば車の なかまいり



自転車は、
車道が原則、
歩道は例外

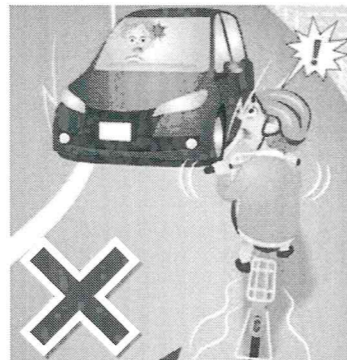
自転車安全利用五則



安全ルールを守る



歩道は歩行者優先で、
車道寄りを徐行



車道は左側を通行



子どもはヘルメットを着用

九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間

首都圏自転車安全利用対策協議会
埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

2020年 5/1(金) → 31(日)

自転車も のれば車の なかまいり

～安心・安全 埼玉県～

自転車の安全利用のために

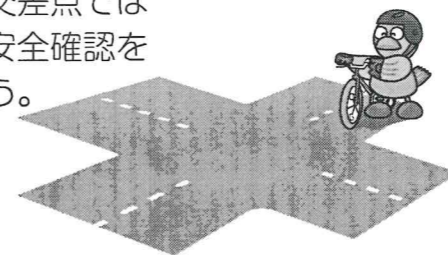
車道左側通行

自転車は車両です。
車道の左側端を通行
しましょう。
やむを得ず歩道を通行
する場合は徐行で。



交差点注意

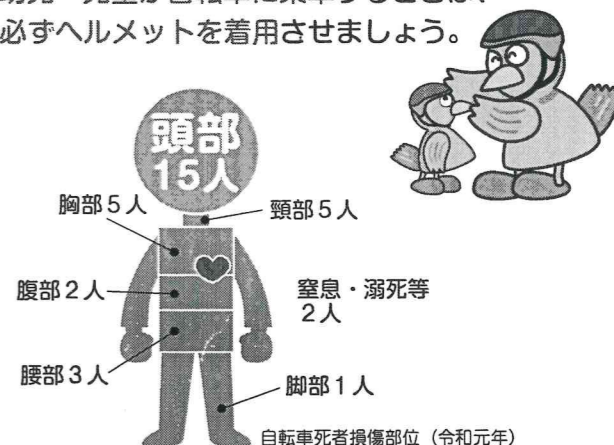
信号や一時停止は必ず守りましょう。
見通しの悪い交差点では
一旦止まって安全確認を
徹底しましょう。



ヘルメットの着用

死亡事故の約半数は頭部の致命傷が原因。
子供には保護者が必ず着用させましょう。

- 自転車を利用するときは、必ずヘルメットを正しく着用しましょう。
- 幼児・児童が自転車に乗車するときは、必ずヘルメットを着用させましょう。



！ 自転車保険に必ず加入しましょう

高額賠償事例が発生しています

自転車は乗り方を誤ると凶器になります。
事故は起こさないことが一番ですが、
万が一に備え自転車保険に加入しましょう。

埼玉県では条例により
自転車損害保険等への加入が義務
となっています。

確認しましょう

ご自身やご家族が加入している自動車
任意保険などの特約で、自転車事故を
補償できるものもあります。
詳しくは、埼玉県ホームページ、各損
害保険代理店や保険会社、自転車販売
店等にご確認ください。



九都県市一斉統一行動日

5月10日(日)

毎月10日は自転車安全利用の日

自転車マナーアップ強化月間 埼玉県 検索



埼玉県・埼玉県警察・埼玉県教育委員会・埼玉県交通安全対策協議会
問合せ先/埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課 TEL: 048-830-2960 FAX: 048-830-4757